

GIGA スクールタブレット売払い

仕 様 書

令和8年4月

越前市教育振興課

## 1 目的

越前市小中学校児童生徒が使用する1人1台タブレットの更新に伴い、旧端末の回収、データ消去及び売払いを行うものである。

## 2 引渡場所

学校名	所在地
越前市役所5階 教育委員会室	福井県越前市府中一丁目13-7
武生東(たけふひがし)小学校	福井県越前市国府二丁目9-12
武生西(たけふにし)小学校	福井県越前市中央二丁目2-13
武生南(たけふみなみ)小学校	福井県越前市武生柳町13-20
神山(かみやま)小学校	福井県越前市広瀬町102-43
吉野(よしの)小学校	福井県越前市本保町17-1
大虫(おおむし)小学校	福井県越前市高森町14-15
国高(くにたか)小学校	福井県越前市国高一丁目15-5
坂口(さかぐち)小学校	福井県越前市湯谷町24-25
王子保(おうしお)小学校	福井県越前市今宿町5-14
北日野(きたひの)小学校	福井県越前市小野谷町2-2
北新庄(きたしんじょう)小学校	福井県越前市北町47-6
味真野(あじまの)小学校	福井県越前市池泉町9-1
白山(しらやま)小学校	福井県越前市都辺町24-2
南中山(みなみなかやま)小学校	福井県越前市中津山町38-13-2
花筐(かきょう)小学校	福井県越前市粟田部町41-12
服間(ふくま)小学校	福井県越前市藤木町12-11
岡本(おかもと)小学校	福井県越前市定友町10-15
万葉(まんよう)中学校	福井県越前市西尾町48-18
武生第一(たけふだいいち)中学校	福井県越前市平出一丁目6-1
武生第二(たけふだいに)中学校	福井県越前市妙法寺町42-15
武生第二中学校坂口(さかぐち)分校	福井県越前市湯谷町24-25 (坂口小学校敷地内)
武生第三(たけふだいさん)中学校	福井県越前市村国二丁目3-56
武生第六(たけふだいろく)中学校	福井県越前市四郎丸町16-1
武生第五(たけふだいご)中学校	福井県越前市都辺町36-73
南越(なんえつ)中学校	福井県越前市野岡町28-4

### 3 引き渡し期限

令和8年7月31日

### 4 対象機器及び予定数量

別紙「対象機器及び施設毎予定数量表」のとおり

### 5 業務内容

#### (1) 端末保守業者との作業打合せ

- ・回収する端末は、MDM (Mobile Device Management) 等により管理されており、その解除等を行ってから回収・処分を実施する必要があるため、契約後速やかに当市保守業者との打ち合わせを実施し、作業スケジュールを計画すること。

#### (2) 物品の回収及び運搬

- ・対象機器を回収し運搬すること。なお、回収物については、施設毎に1個所に固めて置いてあるものとする。
- ・事前に各施設への回収希望スケジュールを教育振興課に提出し日程調整を行うこと。その後、回収スケジュールに合わせて、各施設担当者と詳細なスケジュールや運搬車両の停車位置、回収時の動線などについて協議を行うこと。
- ・物品回収の際は、各施設において回収する物品数を数え、受渡し確認書（任意様式）に施設担当者のサインをもらうこと。なお、受渡し確認書は端末種別（iPad、Windows）ごとに作成すること。また、すべての端末の回収完了後に、受渡し確認書を基に集計表を作成し提出すること。
- ・タブレットカバーやキーボード、充電器等の付属品も併せて回収を行うこと。
- ・運搬先については、データ消去が完了するまでの間、施錠可能な施設で保管する等、セキュリティに配慮して管理すること。
- ・回収及び運搬作業中对象機器に破損、紛失、盗難等の事象が発生した場合には、受託者が責任を負うこと。

#### (3) データ等情報の消去

- ・対象機器について、機器に内蔵されたハードディスク等に記録されたデータ等の情報を、データ消去専用ソフト等により復元が不可能な状態とし、業務完了後にデータを消去した旨の証明書を提出すること。また、ハードディスクを物理的に破壊するなどの方法により、当該データ等情報を消去する方法も可とする。なお、その場合は物理的に破壊した旨の証明書を提出すること。

#### (4) 貼付物の除去

- ・対象機器に、越前市及び機器の使用者が貼付したシール等がある場合には、全て除去すること。

## 6 作業条件

- (1) 対象機器又はその一部が外国為替及び外国貿易法、その他の法令により、輸出等に許可を要する場合は、所有権移転後においても、物件又はその一部を直接、間接を問わず、違法に輸出し、再利用しないものとする。
- (2) 対象機器を廃棄処理する場合には、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）又は資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づき、確実に日本国内で再資源化すること。
- (3) その他、業務に関する不明な事項については、教育振興課の指示を仰ぐこと。

## 7 計画準備

受託者は本業務を円滑かつ正確に遂行するため作業計画をたて、下記の書類を契約完了後速やかに提出し、越前市の同意を得ること。

### (1) 事業計画書（以下の内容を記載すること）

#### ア 業務スケジュール

- ・ 端末回収からデータ消去完了までの全体の想定スケジュール
- ・ 各施設へ回収スケジュール（希望日時）

#### イ 売払い拠点までの運搬に係る安全対策

- ・ 運搬事業所名
- ・ 運搬に係る紛失、盗難防止策等

#### ウ データの消去方法等

- ・ データ消去の方法
- ・ データ消去証明書の発行方法

#### エ 再利用（リユース）不可となった情報機器の処分方法

### (2) 業務内訳書

iPad、Windows タブレットそれぞれについて以下の内容を記載すること。

#### ア 端末 1 台当たりの買い取り費用

#### イ 端末 1 台当たりの回収運搬、データ消去にかかる費用

## 8 留意事項

- (1) 「4 対象機器及び予定数量」に示す数量はあくまで予定数であるため、「7 計画準備」に規定する業務内訳書の費用による単価契約を締結することとし、「5 (2) 物品の回収及び運搬」に規定する受渡し確認書をもって最終的な数量を確定し、総額を算出するものとする。
- (2) 回収した対象機器について、物理的な破損等があることを想定し、総数の 5%未満については同価格にて買い取りすること。総数の 5%を超えた場合の取扱いについては別途協議するものとする。

- (3) 付属品は全て揃わないものがあることを想定しておくこと。
- (4) 回収に関する費用（運送費、作業費、データ消去費用等）については全て契約金額に含まれるものとする。
- (5) 回収した対象機器については、再販を可能とするが、再販に係るすべての責任は受託者が負うこと。

## 9 入札条件

入札金額は、「4 対象機器及び予定数量」に示す予定数量での総額とし、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。

落札決定に当たっては、当該対象業者による入札において、入札書に記載された入札単価に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が予定価格以上、かつ最高価格をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書に記載する金額には、消費税を含めないこと。）

## 10 支払い

受託者は売買代金等並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額（以下併せて「消費税額等」という。）を別途指定する期日までに、所定の納付書による振込み、または越前市の指定する銀行口座へ振込のいずれか方法により支払うものとし、分割による支払いについては認めないものとする。また、当該振込に必要な振込手数料及び消費税は受託者が負担するものとする。

### 1.1 対象機器の所有権

対象機器の所有権は、受託者が越前市に対して売買代金を納入した時点で受託者に移転するものとする。

### 1.2 提出書類

受託者は、次の資料を電子媒体で提出すること。

No.	提出書類	提出時期
1	「7 計画準備」に規定する事業計画書及び業務内訳書	契約締結後 14 日以内
2	「5 (2) 物品の回収及び運搬」に規定する受渡し確認書のスキャンデータ及び集計表	端末回収後速やかに
3	業務完了届 ※データ消去証明書又は物理破壊証明書を添付すること	令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) までに

### 1 3 守秘義務

- (1) 仕様書に基づくすべての作業において、教育振興課が提供した業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。
- (2) 教育振興課が提供する資料は、原則として複写及び第三者への提供はおこなわないこと。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後教育振興課に返却すること。

### 1 4 補則

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、必要に応じて越前市と受託者が協議して定めるものとする。

## 別紙 対象機器及び施設毎予定数量表

No.	施設名	iPad	Windows タブレット
	機器型番	第7世代Wifiモデル 32GB NW742J/A	ARROWS Tab Q738/SE ・CPU: Intel®Core (TM) i3-7130U ・メモリ4GB
1	武生東小学校	141	59
2	武生西小学校	234	123
3	武生南小学校	357	182
4	神山小学校	118	50
5	吉野小学校	344	206
6	大虫小学校	201	96
7	国高小学校	443	239
8	坂口小学校	16	9
9	王子保小学校	177	79
10	北日野小学校	120	73
11	北新庄小学校	111	52
12	味真野小学校	173	77
13	白山小学校	32	23
14	南中山小学校	75	52
15	花筐小学校	109	63
16	服間小学校	52	23
17	岡本小学校	91	40
18	万葉中学校	316	36
19	武生第一中学校	563	47
20	武生第二中学校	399	44
21	武生第二中学校坂口分校	14	8
22	武生第三中学校	364	45
23	武生第六中学校	139	30
24	武生第五中学校	34	17
25	南越中学校	274	37
26	越前市役所 教育振興課	40	27
	合計	4,937	1,737